

岐阜県公報

目次

規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

林業用種苗配布規則の一部を改正する規則

救急病院の申出の撤回

肥料の登録の有効期間の更新

内水面漁業管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十九年魚種別増殖方法及び指示数量

平成二十八年年度における地籍調査に関する事業計画の変更

土地改良区役員の後任及び就任

落札者等に関する公示

(統計課) 四九へし

(森林整備課) 四九

(医療整備課) 五〇

(農産園芸課) 五〇

(内水面漁場管理委員会) 五一

(同) 五一

(都市政策課) 五五

(岐阜農林事務所) 五五

(会計課) 五七

規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

知事が行う県指定統計調査に関する岐阜県統計調査条例施行規則(平成二十一年岐阜県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県輸出入関係調査の部調査期日の項中「十二月三十一日」を「六月一日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

林業用種苗配布規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九号

林業用種苗配布規則の一部を改正する規則

林業用種苗配付規則（昭和二十四年岐阜県規則第六号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

林業用種苗配布規則

第一条中「定めあるものの外」を「定めがあるもののほか」に、「配付する」を「配布する」に改める。

第二条中「配付」を「配布」に、「知事の」を「知事が」に改める。

第三条中「配付する」を「配布する」に、「告示する」を「インターネットの利用により公表する」に改める。

第四条中「配付」を「配布」に、「別記第一号又は第二号様式」を「別記第一号様式又は別記第二号様式」に改める。

第五条中「申請」を「申請書の提出」に、「配付の」を「配布の」に、「配付する」を「配布する」に、「配付場所」を「配布場所」に、共に「を」とも「に」に、「昭和三十一年三月」を「昭和三十三年」に改める。

第六条中「配付を」を「配布を」に、「已むを得ない」を「やむを得ない」に、「配付数量」を「配布数量」に、「取消す」を「取り消す」に改め、同条第二項中「前項の場合」の下に「において、」を加える。

第七条中「配付」を「配布」に、「若しくは」を「又は」に、「要求する」を「要求する」に改める。

第八条中「經由しなければならぬ」を「經由して知事に提出することができる」に改める。

別記第一号様式中「林業用種苗配付申請書」を「林業用種苗配布申請書」に、「配付」を「配布」に、「リットル」を「kg」に改める。

別記第二号様式中「林業用種苗配付申請書」を「林業用種苗配布申請書」に、「配付」を「配布」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四十四号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年二月三日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原二四九番地の二九
 院 国民健康保険関ヶ原病
 在 地 撤回年月日
 平成二九・一・四

岐阜県告示第四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年二月三日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第五五〇号	消石灰	六〇消石灰	アルカリ分 六〇・〇	該当なし	矢橋工業株式会社 大垣市赤坂町二二六番地
岐阜県第六九五号	消石灰	六五消石灰肥料	アルカリ分 六五・〇	同	河合石灰工業株式会社 大垣市赤坂町二〇九三番地
岐阜県第七四〇号	混合石灰肥料	土壌改良用ヒシタ粒状混合石灰	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 一一・〇	公定規格のとおあり	新鉱工業株式会社 東京都新宿区北新宿三丁目三一番一四号

岐阜県第 七四一号	混合石灰肥 料	粒状混合石 灰一号	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 一一・〇	同	同
岐阜県第 七四二号	混合石灰肥 料	くみあい粒 状土壌改良 混合石灰一 号	アルカリ分 四八・〇	同	河合石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町二〇九 三番地
岐阜県第 七四三号	混合石灰肥 料	くみあい粒 状土壌改良 混合石灰二 号	アルカリ分 四三・〇	同	同
岐阜県第 七五九号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土力 ル一六	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 一六・〇	同	上田石灰製造株式会 社 大垣市赤坂町三七五 一番地
岐阜県第 七六〇号	消石灰	七〇消石灰 肥料	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	河合石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町二〇九 三番地
岐阜県第 七七八号	消石灰	七〇消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	上田石灰製造株式会 社 大垣市赤坂町三七五 一番地
岐阜県第 七七九号	炭酸カルシ ウム肥料	一五炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規 格のと おり	矢橋工業株式会社 大垣市赤坂町二二六 番地
岐阜県第 八二六号	消石灰	顆粒消石灰	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	近藤石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町三一六 九番地

内水面漁業管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したので告示する。

平成二十九年二月三日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

一 指示の内容

(一) 持出しの禁止

公共水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出ししてはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十九年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

(一) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池（ただし、徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。）

(二) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池（ただし、阿多木ダムから上流の水

- 域を除く。)
- (三) 木曾川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛騨川及びこれらの支流を除く。)
 - (四) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池(ただし、下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。)
 - (五) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池(ただし、鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。)
 - (六) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

平成29年魚種別増殖方法及び指示数量

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第三百三十条第三項の規定により、第五種
 共同漁業権の免許に係る平成二十九年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。
 平成二十九年二月三日

岐阜県内水面漁場管理委員会
 会長 酒 向 貞 夫

漁業種番号	増殖方法 魚種 漁業協同組合名	種 苗 放 流 (kg)										人 工 化 (万粒)					産卵場造成(箇所)				
		あゆ	あまご、 やまめ	銀毛型 あまご	にじます	いわな	ふ な	うなぎ	なます	もくず かに(尾)	あゆ卵	わかさ ぎ卵	うぐい、 おいかわ	もろこ	あじめ どじょう	かじか	よしの ぼり				
内第3号 共号	海津市						340	60	30				3								
内第4号 共号	海津市						60	40	10				2								
内第5号 共号	養老郡、海津市			175			920	130	40				3								
内第6号 共号	西濃水産	1,200		80			1,210	95	100	2,500			6								
内第7号 共号	牧田川	220		70	10			10					3								
内第8号 共号	根尾川筋	4,175		390	5	5	30						5								
内第9号 共号	岐阜県揖斐川中部	1,800		247				30					4								
内第10号 共号	揖斐川久瀬	180		70	5	5		5					3								
内第11号 共号	揖斐川上流	1,064		282	5	5		20					3								

改良区名	土地	就任年月日	役員氏名	住所	所	改良区名	土地	退任年月日	役員氏名	住所	所
土北	改		理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北	土北	改		理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北
		平成 三〇・九・四		要藏	同					要藏	同
				昭	同					昭	同
				至	同					至	同
				照	同					照	同
				久	同					久	同
				隆	同					隆	同
				人	同					人	同
				勇	同					勇	同
				義	同					義	同
				隆	同					隆	同
				清	同					清	同
				光	同					光	同
				宏	羽島市桑原町東方					宏	羽島市桑原町東方
				照	同					照	同
				信	上中町午北					信	上中町午北
				樹	同					樹	同
				實	羽島市下中町市之枝二丁目五三番地					實	羽島市下中町市之枝二丁目五三番地
				春	同					春	同
				裕	同					裕	同
				一	同					一	同
				志	同					志	同
				仁	同					仁	同
				俊	同					俊	同
				一	同					一	同
				治	同					治	同
				修	同					修	同
				伸	同					伸	同
				一	同					一	同
				忍	同					忍	同
				同	下中町市之枝二丁目一七二番地					同	下中町市之枝二丁目一七二番地

改良区名	土地	就任年月日	役員氏名	住所	所	改良区名	土地	退任年月日	役員氏名	住所	所
土北	改		理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北	土北	改		理事	小川 貞夫	羽島市上中町午北
		平成 三〇・九・五		要藏	同					要藏	同
				昭	同					昭	同
				至	同					至	同
				照	同					照	同
				久	同					久	同
				隆	同					隆	同
				人	同					人	同
				勇	同					勇	同
				義	同					義	同
				隆	同					隆	同
				清	同					清	同
				光	同					光	同
				宏	羽島市桑原町東方					宏	羽島市桑原町東方
				照	同					照	同
				信	上中町午北					信	上中町午北
				樹	同					樹	同
				實	羽島市下中町市之枝二丁目五三番地					實	羽島市下中町市之枝二丁目五三番地
				春	同					春	同
				裕	同					裕	同
				一	同					一	同
				志	同					志	同
				仁	同					仁	同
				俊	同					俊	同
				一	同					一	同
				治	同					治	同
				修	同					修	同
				伸	同					伸	同
				一	同					一	同
				忍	同					忍	同
				同	下中町市之枝二丁目六一番地					同	下中町市之枝二丁目六一番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

落札者抽選に関する公告

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者抽選について公告する。

平成二十九年二月三日

岐阜県知事 中 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県警察放置駐車違反管理システム機器等 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年12月1日
- 4 落札者を決定した日 平成29年1月12日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋一丁目3番1号
日立キャピタル株式会社
執行役 安栄 香純
- 6 落札金額 137,138,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 - (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

平成二十九年二月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社